令和９・10年度入札参加資格申請の手引き

測量・建設コンサルタント業務等（個別審査）

松江市財政部　契約検査課

はじめに

令和9・10年度に松江市が発注する測量・建設コンサルタント業務等の競争入札等に参加を希望される方は、必ず入札参加資格申請を行ってください。

申請方法は、インターネットを利用した「島根県電子調達共同利用システム」からの電子申請となります。なお、入札参加資格申請にはＩＣカード（電子証明書）は不要です。

申請の手引きは4部構成です。申請に当っては、この手引きのほか下記の書類をご確認ください。

【この手引きの他に確認する書類（3部）】

- 島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）　【令和9・10年度定期申請用】
  （以下、「手引き（共通編）」という。）
- 島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）　【令和9・10年度定期申請用】
  （以下、「手引き（操作マニュアル編）」という。）
- 島根県資格申請システムによる測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（個別情報画面編）　【令和9・10年度定期申請用】
  （以下、「手引き（個別情報画面編）」という。）

松江市に申請できる業種は、別表「入札参加有資格者登録業種一覧」のとおりです。資格申請システムにより希望される業種を選択してください。**ただし、希望する業種に対応した登録を受けていない業種については、申請することができません。**

別表

入札参加有資格者登録業種一覧

業　種	業　務　内　容
1. 測量業務	測量一般、地図の調整、航空測量
2. 土木関係建設 コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸、道路、下水道、造園、土質及び基礎、施工計画・施工設備及び積算、港湾及び空港、鉄道、農業土木、都市計画及び地方計画、鋼構造及びコンクリート、建設環境、電力土木、上水道及び工業用水道、森林土木、地質、トンネル、機械、水産土木、廃棄物、電気電子
3. 建築関係建設 コンサルタント	建築一般、専門（意匠、構造、冷暖房、衛生、電気、無線、調査、展示、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査）に係る設計及び監理
4. 地質調査業務	地質調査業務
5. 補償関係コンサルタント 業務	土地調査、機械工作物、補償関係、土地評価、営業補償・特殊補償、物件、事業損失、総合補償
6. その他の業務	建設関係に係る業務で、1～5に該当しないもの （マスタープラン等の策定、環境計画調査、交通体系調査等）

1　入札参加資格申請の流れ

入札参加資格申請は、必ず島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」を利用したインターネットからの電子申請となります。

システム上の詳しい操作方法は「**手引き（操作マニュアル編：工事）**」をご確認ください。

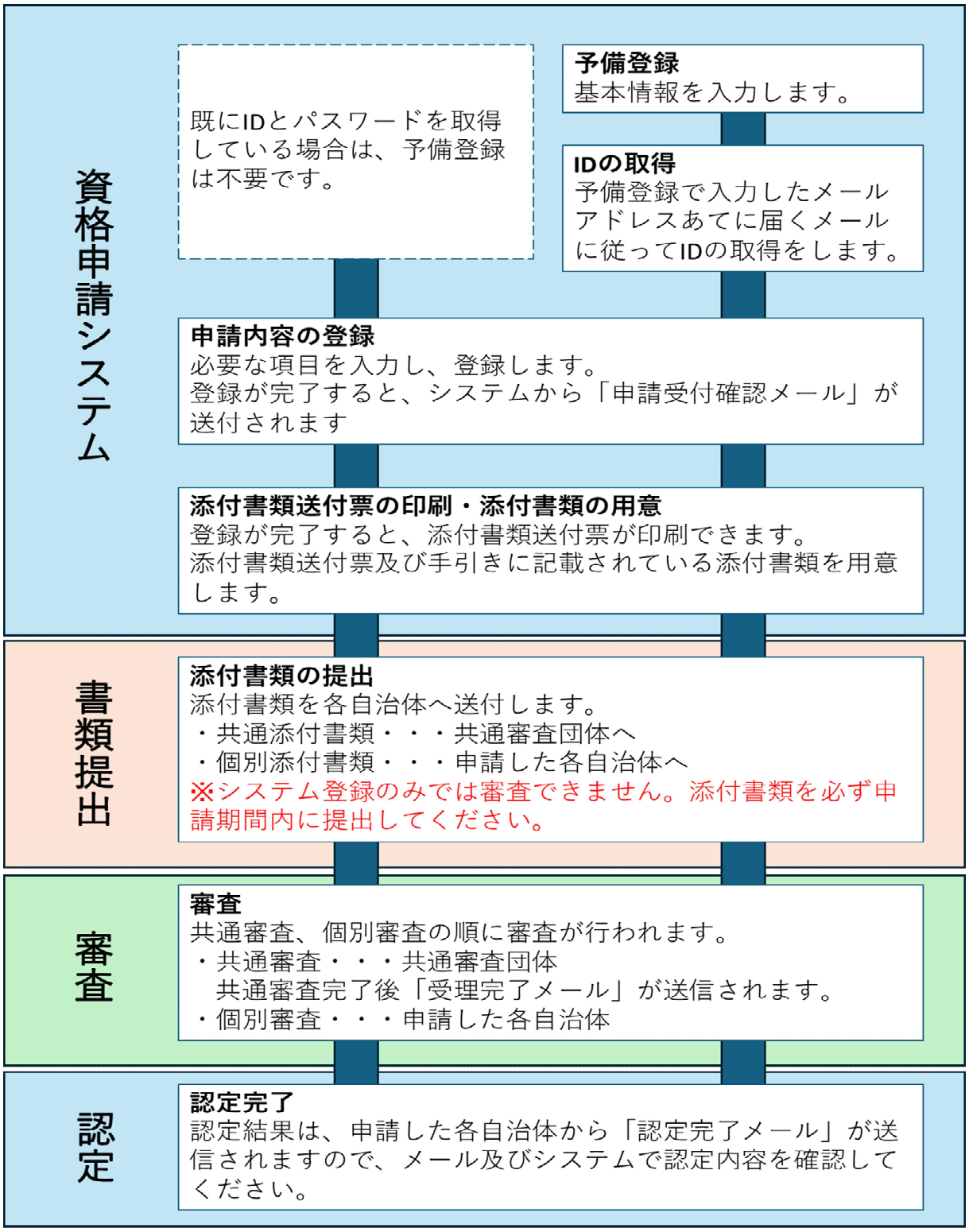

2　申請期間・資格有効期限

申請受付期間	審査基準日	認定通知 送付時期	入札参加資格 有効期限
令和8年11月2日（月） から 令和9年1月18日（月）	令和8年11月1日（月）	令和9年 3月末頃	令和9年4月1日（木） から 令和11年3月31日（土）

特に記載がない場合には、基準日時点の内容により書類作成を行ってください。

3　申請にあたっての注意事項

(1) 定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時～23時です。
（土日・祝日・12月28日から1月3日はシステムが稼働しません。）

(2) 申請期間内に資格申請システムによる本登録、共通添付書類及び松江市個別添付書類の提出を完了して下さい。（添付書類は下記6「提出書類」参照）

(3) 添付書類の提出方法は郵便または信書便によることを原則とし、郵便または信書便の場合のみ申請期限日消印有効とします。（消印（発送）日がなければ無効）

(4) 持参、消印がないメール便等は申請期間の最終日の開庁時間内に到着したもののみ有効とします。

(5) 申請された後、申請内容について資格審査を行い、資格を有すると認められたときに松江市の有資格業者として登録をします。なお、添付書類が期限内に提出されない場合は資格審査の対象となりません。

(6) 申請者は法人（個人）単位です。支店・事業部門間で事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。

(7) 入札、契約についての権限を営業所、支社等に委任する場合は、システム内の「営業所情報登録」において受任者となる営業所、支社等を登録した上で、「申請先自治体別営業所選択」において、委任の状況を登録してください。ただし、登録できる営業所、支社等は、契約行為を行うため、建設業法第3条に基づき許可行政庁に届出をしている営業所等に限ります。
入札契約権限の一部に限った委任はできません。
※ここでいう委任とは、代表者から営業所等に入札、契約等の権限を委任することをいいます。単に入札書の提出を行う営業担当者等のことではありません。

4　申請できる者の資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 資格審査を希望する業種の種類に対応した登録を受けていること。

・測量業務（測量法第55条の規定による登録）
・土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント登録規程第2条の規定による登録）
・建築関係建設コンサルタント業務（建築士法第23条の規定による登録）
・地質調査業務（地質調査業者登録規程第2条の規定による登録）
・補償関係コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程第2条の規定による登録）
・不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定による登録）
・その他の業務で営業に関し必要とされる登録

(3) 松江市税の滞納がないこと。

(4) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(5) 社会保険料の滞納がないこと。

(6) 松江市国民健康保険料の滞納がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

※　なお、今回の申請で認定された場合であっても、入札参加資格の有効期間中において、いずれかの要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することができなくなります。

※　申請および添付書類等に虚偽の事項の記載等をしたときは、資格を取消すことがあります。

5　提出が必要な書類

申請に必要な書類は次のとおりですので、確認のうえご提出ください。

なお、提出書類の内容及び所定の様式の作成にあたっては、「申請書等の作成要領（松江市個別添付書類）」（後述）をご確認ください。

(1) 共通審査添付書類：「手引き（共通編）」をご確認ください。

(2) 松江市個別添付書類：下記ア、イ

ア．全ての申請者に共通して必要な提出書類

（△は備考欄に該当する場合のみ必要です。）

番号	提出書類	備　　考	提出
1	個別添付書類送付票（松江市）	システムから出力されるものを提出	必須
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）	システムから出力されるものを提出 ※両面印刷・長辺とじ	必須
3	営業所一覧表	システムにデータが添付できない場合、紙により提出	△
4	登録に関する証明書等（写し）	申請する業務に関する登録証明書又は登録通知書等の写しを提出	必須
5	測量等実績調書	システムにデータが添付できない場合、紙により提出	△
6	技術者経歴書	システムにデータが添付できない場合、紙により提出	△
7	業態調書（様式第1号）	関係会社等の有無に関わらず提出 ※押印は不要	必須
8	社会保険料納証明書等（写し）	加入が義務付けられている事業所（すべての法人。個人にあっては従業員5人以上の適用事業所。）は提出	△
9	市税納付状況調査同意書（様式第2号）	松江市内に営業所等の所在が有る無しに関わらず提出	必須
10	国民健康保険料納付状況調査同意書（様式第3号）	社会保険に加入義務のない個人事業主は提出 ※押印は必須	△

※委任状の提出は必要ありません。

イ．一部の申請者のみ必要な提出書類

● **<u>松江市内に本店（本社）を有する事業者、松江市内に契約の委任をした支店・営業所を有する事業者</u>で補償コンサルタント業務を希望する場合のみ必要な提出書類**

番号	提出書類
11	補償コンサルタント業務に関する調書（様式第4号）

● **松江市内に本店（本社）を有する事業者**で建築コンサルタント業務を希望する場合のみ必要な提出書類

番号	提出書類
12	建築コンサルタント業務に関する調書（様式第5号）

● **松江市内に契約の委任をした支店・営業所を有する事業者**で測量業務・土木関係建設コンサルタント・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務・その他の業務を希望する場合のみ必要な提出書類

番号	提出書類
13	測量・建設コンサルタント業務等に関する調書（様式第6号）

※ 様式は、

「松江市ホームページ：入札契約情報」

http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/nyusatsu/gyosha/kouji-teikishinsei.html

からダウンロードしてください。

6　申請書等の作成要領（松江市個別添付書類）

ア．全ての申請者に共通して必要な提出書類

(1)　個別添付書類送付票（松江市）

添付する書類のチェック欄にチェックのうえ提出してください。

※「手引き（操作マニュアル編）」3.17-2

(2)　申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）

資格申請システムから出力されたもののコピーを提出してください。

※「手引き（操作マニュアル編）」3.16③

(3)　営業所一覧表

資格申請システムにおいてデータファイルを添付することとしています。

資格申請システムに<u>添付ができない場合に限り</u>、紙での提出を認めます。

(4)　登録に関する証明書等

次の業務に関し、登録証明書又は登録通知書等の写しを添付してください。

・測量業務（測量法第55条の規定により登録を受けた者）

・土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者）

・建築関係建設コンサルタント業務（建築士法第23条の規定により登録を受けた者）

・地質調査業務（地質調査業者登録規程第2条の規定により登録を受けた者）

・補償関係コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程第2条の規定により登録を受けた者）

・不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定により登録を受けた者）

・その他の業務で営業に関し必要とされる登録を受けた者

(5)　測量等実績調書

資格申請システムにおいてデータファイルを添付することとしています。

資格申請システムでの添付ができない場合に限り、紙での提出を認めます。

様式は直前の整備局へ提出済みの現況報告書で可とします。申請時までに追加があれば赤字で記載してください。

(6)　技術者経歴書

資格申請システムにおいてデータファイルを添付することとしています。

資格申請システムでの添付ができない場合に限り、紙での提出を認めます。

様式は直前の整備局へ提出済みの現況報告書で可とします。申請時までに変更等があれば赤字で記載してください。

(7)　業態調書

資本関係又は役員等の人的関係がある会社について業態調書（様式第1号）に記入してください。

各項目に該当がない場合は「該当なし」と記入のうえ提出してください。

※役員等・・・代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の手続中である会社の管財人とします。監査役及び執行役員は役員等に該当しません。

※資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について…別紙参照

(8) 社会保険料納入証明書等

社会保険適用事業所の場合は、本社管轄の日本年金機構年金事務所において、「社会保険料納入証明書」により未納がないことを確認されたものをご提出ください。なお、ご加入の健康保険が組合管掌等健康保険の場合は、「社会保険料納入確認（申請）書（参考様式）」（当該組合等の任意様式でも可）により、当該組合等に未納がないことを確認されたものを併せてご提出ください。

※領収書の添付による確認は認めません。必ず証明書を添付してください。

証明の対象期間は直近2年間分とします。社会保険料加入期間が2年間に満たない場合は、加入から申請までの期間とします。なお、合併等により2年間分の証明ができない場合は、2年間に満たない期間について旧商号等での確認が必要です。また、証明書（または確認書）は、発行年月日が申請日前3か月以内（令和8年8月3日以降）のものをご提出ください。

証明書について詳しくは、日本年金機構のホームページを参照してください。

https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20140311.html

(9)　市税納付状況調査同意書

①　松江市税の納付状況について、松江市が関係公簿を調査することについて同意の上で市税納付状況調査同意書（様式第２号）を作成してください。

② 申請日時点で市税の納付義務が無い場合であっても、提出が必要です。

③ 個人事業者の場合は代表者の生年月日を記入してください。

④ 入札契約権限の委任の有無に関わらず、松江市内に主たる営業所以外の営業所等（連絡所等を含む。）を有する場合は、松江市内営業所等の該当するチェック欄にチェックを記入し、営業所等の情報を記入のうえ、それぞれの代表者印を押印してください。（この場合、申請者と営業所の代表者の両方の印が押印されている必要があります。）

(10) 国民健康保険料納付状況調査同意書

① 個人事業主の方が該当となります。

② 松江市国民健康保険料の納付状況について、松江市が関係公募を調査することについて同意の上で国民健康保険料納付状況調査同意書（様式第3号）を作成してください。

③ 申請日時点で松江市国民健康保険料の納付義務が無い場合であっても、提出が必要です。

④ 同意書には必ず代表者の生年月日を記入してください。

イ．一部の申請者のみ必要な提出書類（「5 提出が必要な書類」を参照）

(11) 補償コンサルタント業務に関する調書（様式第４号）

調書の提出を要する場合、必要事項を記入のうえご提出ください。

(12) 建築コンサルタント業務に関する調書（様式第５号）

調書の提出を要する場合、必要事項を記入のうえご提出ください。

(13) 測量・建設コンサルタント業務等に関する調書（準市内業者用）（様式第6号）

調書の提出を要する場合、必要事項を記入のうえご提出ください。

7 書類の提出

書類には、共通添付書類と松江市個別添付書類があり、提出先が異なる場合があります。

(1) 共通添付書類

参加自治体が共通で必要とする書類です。複数の自治体に申請を行う場合でも1部の提出となります。詳細につきましては、「手引き（共通編）」をご確認ください。

(2) 松江市個別添付書類

松江市が独自に必要とする書類です。

松江市に対して、建設工事に重複して入札参加資格申請をする場合は、それぞれ添付書類をご提出ください。

・提出先

〒690－8540 島根県松江市末次町86番地
松江市財政部契約検査課 宛

・提出方法

松江市個別添付書類はA4サイズとし、添付書類番号順に並べたうえ、クリアファイルに挟んで提出してください。（個別添付書類送付票が一番上にくるように並べてください。

また送付される際には、封筒に朱書きで『松江市入札参加資格申請書類（測量・建設コンサルタント業務等）在中』と明記し送付してください。

8 審査結果について

システムにより「認定完了メール」を送信します。メールおよびシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行わなかった場合は、理由を付してその旨通知します。

9 問合せ先

(1) 競争入札参加資格審査申請に関することについて

松江市財政部契約検査課

ＴＥＬ：0852－55－5403

ＦＡＸ：0852－55－5570

Ｅ-mail：gyousya-touroku/atmark/city.matsue.lg.jp

（「/atmark/」の部分を「@」に変更してください。）

(2) システム全般及び操作に関することについて

島根県電子調達システムヘルプデスク

ＴＥＬ：0852－25－6701

（別紙）

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について
（建設工事、測量・建設コンサルタント業務等）

1．趣旨

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札へ参加することについては、入札の適正さが阻害されるおそれがあるため、公正で実効ある競争確保の観点から入札への参加を制限します。

2．同一入札への参加を制限する基準

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等または更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役（代表取締役も含む。）。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

二 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

〈注：「執行役」と「執行役員」は異なります。〉

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1）から 4）までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項または会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

① 複数の法人等を構成員とする組合（共同企業体を含む。）と当該組合の構成員が、同一の入札に参加している場合。

② 上記(1)または(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 同一入札への参加を制限する場合の取扱い

上記基準該当者のした入札は、無効として取扱います。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとします。